

環境管理法

法律第 23 号

マラウイ議会は、

環境の保護及び管理並びに天然資源の保全及び持続可能な利用について、並びにこれらに関連及び付帯する事項について規定する法律を

以下のとおり制定する。

マラウイ共和国大統領

バキリ・ムルジ博士

承認

第 1 編 解釈

2. 本法では、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、

「**大気**」とは、地球を取り巻く空気をいい、これには建造物内及び地下空間内の空気は含まれない。

「**分析**」とは、何らかの物体、物質又はプロセスについて、その構成若しくは特性又はそれが環境のいずれかのセグメントに与える影響（物理的、化学的又は生物学的かを問わない。）を特定するために検討することをいう。

「**分析者**」とは、第 49 条に基づいて任命される分析者をいう。

「**生物の多様性**」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、及びこれらが複合した生態系を含む。）の間の変異性をいうものとし、これには種内又は種間の多様性及び生態系の多様性が含まれる。

「**保全**」とは、天然資源の保全並びに乱用、火事及び浪費からの天然資源の保護をいう。

「**委員会**」とは、第 10 条第 1 項に基づいて設立される国家環境委員会をいう。

原文タイトル: Environmental Management Act

原文リンク: https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/48F9F44E-47E6-4C44-D5D0-C913B0D0E6E0/attachments/Environment_Management_Act_1996.pdf

(最終アクセス日: 平成 30 年 5 月 22 日)

「**危険な (dangerous)**」とは、公衆の健康、植物若しくは動物の生命又は環境にとって有害又は危険であることをいい、適宜「危険 (danger)」という形に変換されるものとする。

「**開発者**」とは、プロジェクトの実施を提案又は請け負った者をいう。

「**局長**」とは、第9条第1項に基づいて任命される環境局長をいう。

「**地区開発委員会**」とは、各地区に設立され、当該地区における開発政策及び開発活動の提案、モニタリング及び調整を担う地区開発委員会をいう。

「**廃水**」とは、家庭又は農業上若しくは産業上の活動から生じる汚水又はその他の流体（処理済みであるか否か及び環境への排出が直接的であるか間接的であるかは問わない。）をいう。

「**環境**」とは、人を取り巻く物理的要素（土壌、水、空気、天候、音、匂い、味を含む。）並びに動物相及び植物相の生物学的要素をいい、これには人の行動の文化的、社会的及び経済的側面、自然環境並びに構築環境が含まれる。

「**環境監査**」とは、環境の保護及び管理並びに天然資源の保全及び持続可能な利用に関する体系的な資料作成並びに定期的及び客観的な評価をいう。

「**環境影響評価**」とは、プロジェクトが環境及び天然資源の保全に及ぼす影響を把握するための体系的なプロジェクト評価をいう。

「**環境影響評価報告書**」とは、第25条第1項に基づいて求められる環境影響評価報告書をいう。

「**環境モニタリング**」とは、何らかの活動が環境に及ぼす現実の又は潜在的な影響の継続的又は定期的な評価をいう。

「**環境にやさしい計画策定**」とは、環境問題に配慮した計画策定をいう。

「**生息域外保全**」とは、生物学的有機体の自然の生息地の域外での保全をいう。

「**遺伝資源**」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「**有害物質**」とは、人の健康又は環境に有害な化学薬品、廃棄物、気体若しくは気体状の物質、医薬品、薬剤、植物、動物又は微生物をいう。

「**有害廃棄物**」とは、有毒性、腐食性、有害性、爆発性、可燃性、放射性、中毒性又は環境に弊害を及ぼす性質を備えた廃棄物をいう。

「**生息域内保全**」とは、生物学的有機体の自然の生態系及び生息地の域内での保

全をいう。

「**検査官**」とは、第 45 条第 1 項に基づいて指名される環境検査官をいう。

「**主管機関**」とは、何らかの成文法により、環境のいずれかのセグメントの保護及び管理並びにマラウイの天然資源の保全及び持続可能な利用に関する権限及び職務を与えられた、官庁又は公共団体（各省又は各局を含む。）をいう。

「**許認可機関**」とは、何らかの成文法により、当該成文法に基づいて実行又は実施する必要のある、許認可証には記載されていない物事又は活動に関し、許認可を発行する権限を与えられた者をいう。

「**国家環境行動計画**」とは、環境の保護及び管理並びに天然資源の保全及び持続可能な利用を促進するために必要な環境上の戦略、対策及びプログラムの概要を取り纏め、1994 年 12 月に政府が開始した国家環境行動計画をいう。

「**天然資源**」とは、場所の如何を問わず、マラウイの天然資源をいう。

「**占有者**」とは、敷地を占有又は管理している者をいい、部分ごとに占有する者が異なる敷地に関しては当該各部分をそれぞれ占有又は管理している者をいう。

「**石油類**」には、

原油、ディーゼル油、燃料油、潤滑油、ガソリン及び灯油、その他環境汚染を引き起こす可能性のある石油製品（固体又は液体かを問わない。）、並びに本法の適用上、大臣が官報公告により石油類であると規定するその他の物質が含まれる。

「**所有者**」には、敷地に関しては、

当該敷地の登記上の所有者、

当該敷地の借地人又は転借人、

敷地の所有者の代理人、弁護士又は個人的代表、

敷地を実際に所有している者、又は敷地の賃料を受領する権利がある者（自己の権利として、又は他者の代理人若しくは管財人として、又は受領者としての如何を問わない。）が含まれ、

船舶に関しては、用船主、操舵者又はその他船舶の実際の管理者（当該船舶の旗国がマラウイであるか否かを問わない。）が含まれる。

「**オゾン層**」とは、1985 年のオゾン層の保護のためのウィーン条約で定義され

たオゾン層をいう。

「**汚染物質**」とは、液体、固体又は気体であるかを問わず、直接的又は間接的に環境の特質を悪化若しくは破壊する物質又は公衆の健康、植物若しくは動物の生命にとって危険若しくは危険となる可能性がある物質をいい、

これには悪臭、放射性の物質若しくは粒子、騒音、振動、又は温度変化若しくは物理的、化学的若しくは生物学的な環境の変化をもたらす物質若しくは粒子が含まれる。

「**環境汚染**」とは、廃棄物又は汚染物質が、環境に対して現実の又は潜在的な危険を引き起こすほどの量、期間及び条件で、環境に放出、排出又は廃棄されることで引き起こされる、環境の物理的、温度的、化学的、生物学的又は放射能的な性質の直接的又は間接的な変化をいう。

「**敷地**」には、土地（建物があるか否かは問わない。）、地下空間、及び水に覆われた土地並びに相続財産（保有条件及び分類は問わない。）が含まれる。

「**プロジェクト**」とは、環境に影響を及ぼす、又はその可能性のある開発活動又は開発企画をいう。

「**プロジェクト要旨**」とは、第 24 条第 2 項に基づいて求められるプロジェクト要旨をいう。

「**専有情報**」とは、法律又はマラウイが加盟している国際的な協定若しくは条約によって保護されている専有情報をいう。

「**公職任命委員会**」とは、憲法第 56 条第 7 項に基づいて設立された公職任命委員会をいう。

「**セグメント**」とは、環境に関しては、大きさ、広さ、地域、量、質若しくは時間又はそれらを組み合わせて表現される環境のいずれかの部分又は一部をいう。

「**持続可能な利用**」とは、マラウイの天然資源の消失、枯渇又は劣化を招かない天然資源の利用又は開発をいい、これには、自然な方法か否かを問わず、天然資源の補充も認められる。

「**技術委員会**」とは、第 6 条に基づいて設立される環境に関する技術委員会をいう。

「**審判所**」とは、第 69 条に基づいて設置される環境抗告審判所をいう。

第2編 天然資源及び遺伝資源

4. マラウイの天然資源及び遺伝資源は、マラウイ国民の自然財産の不可欠な一部であり、

- a. マラウイ国民の利益のために保護、保全、管理されるべきものであり、
- b. 国内の用途を除けば、書面による政府の事前の承認なくして開発又は利用できないものである。

(中略)

第7編 遺伝資源へのアクセス

36. (1) 大臣は、委員会の推薦に基づき、官報で公告された規則により、マラウイの遺伝資源へのいかなる者のアクセスも制御又は規制することができる。

(2) 第1項の一般性を損なうことなく、規則により、

- a. 大臣が発行する許認可及び大臣が課す条件に従う場合を除き、生殖質の輸出を禁ずることができる。
- b. マラウイ原産の生殖質の技術的利用から生じる利益に関し、当該技術の所有者と政府の間の配分を規定することができる。
- c. 第2項a号に基づいて発行された輸出許可に関して支払うべき手数料及び生殖質へのアクセスに関して支払うべき賦課金を規定することができる。

(後略)

以上